

吉富町事業者チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、経営の発展を目指した新規サービスの開始、新商品や新たな特産品開発等の新規事業に取り組む事業者を支援するため、設備導入等に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において吉富町事業者チャレンジ応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、吉富町補助金等交付規則（平成9年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業者」とは、確定申告の納税地（法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等）が吉富町内である者又は吉富町内で営業許可等を得ており、事業の実態のある施設を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 帳簿等で事業収入が確認できること。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 補助金の交付を過去に受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う事業者は、交付対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (3) その他町長が公序良俗の観点から地域の風紀を著しく害すると認める事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、経営革新を目指し、創業時とは異なる新規サービスの開始、新商品や新たな特産品開発等の新規事業に取り組む事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費については、他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を控除する。

3 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、吉富町事業者チャレンジ応援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 確定申告書（決算書）、履歴（現在）事項全部証明書又は事業開設届の写し
- (2) 見積書の写し
- (3) 購入する備品の製品カタログ等

(交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等の内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、吉富町事業者チャレンジ応援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(検査等)

第8条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、申請者に対して、関係書類に基づき、事業所又は店舗を検査することができる。

(実績報告)

第9条 申請者は、事業終了後、速やかに吉富町事業者チャレンジ応援補助金実績報告書（別記様式第3号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 支払いが分かる書類
- (2) 購入した備品を事業所又は店舗内で設置している状況が分かる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び請求)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書等を審査のうえ補助金額を確定し、吉富町事業者チャレンジ応援補助金確定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による補助金額の通知に基づき、吉富町事業者チャレンジ応援補助金請求書（別記様式第5号）を町長に提出し、当該補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第11条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、既に補助金が給付されているときは、町長は、当該補助金を受けた事業者に対し、補

助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の場合においては、町長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、規則第18条の例による加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

(事業状況報告)

第12条 補助金を受けた事業者は、交付後3年間は事業の状況を1年ごとに町長に提出しなければならない。

(1) 収支状況及び決算状況の分かる書類

(2) 補助事業の成果の分かる書類

(3) その他、町長が必要と認める書類

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第5条関係)

補助対象経費 (消費税抜き)		補助率	補助限度額
①設備導入費	キッチンカー、調理機器、冷凍庫や真空パック機等の設備費 (設置費を含む。)	補助対象経費の2分の1	50万円
②開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費		
③広告費	新規サービスを周知するための広告費		
④展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するための出展費		
⑤借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費		
⑥委託費	上記①～⑤に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託 (委任) するために支払われる経費 (市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る。)		
⑦外注費	上記①～⑥に該当しない経費であって、事業遂		

	行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負） するために支払われる経費（自ら実行すること が困難な業務に限る。）		
--	---	--	--

※③～⑦の補助対象金額については、③～⑦の合計金額の上限を設備導入費及び開発費の合計金額の2分の1までとする。